

改正後	改正前
<p>（公開買付届出書の添付書類）</p> <p>第六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七條の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次の各号に掲げる公開買付者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ 水（略）</p> <p>ㄥ 第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 発行者の概要」及び「2 経理の状況」に記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載されている場合を除く。）</p> <p>二 外国会社</p> <p>イ 水（略）</p> <p>ㄥ 第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 発行者の概要」及び「2 経理の状況」に記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載されている場合を除く。）</p> <p>2（略）</p>	<p>（公開買付届出書の添付書類）</p> <p>第六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七條の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次の各号に掲げる公開買付者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ 水（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 外国会社</p> <p>イ 水（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（略）</p>

<p>(公開買付説明書の作成等)</p> <p>第十五条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七條の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該公開買付届出書に記載すべき事項</p> <p>二 公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移の確かかつ簡明な説明(当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 発行株の銘柄」及び「2 経理の状況」の記載事項が記載されている場合を除く。)</p> <p>2 5 (略)</p>	<p>(公開買付説明書の作成等)</p> <p>第十五条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七條の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、当該事項とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 5 (略)</p>
---	---

発行者による上場株式等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改正後	改正前
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>第1 (略) 第2【公開買付者の状況】 1～3 (略) 4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】(16) (1)【発行者が提出した書類】(17) ①【有価証券報告書及びその添付書類】 事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出 ②【四半期報告書又は半期報告書】 事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出 ③【訂正報告書】 訂正報告書(上記 〃 の訂正報告書)を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出 (2)【上記書類を縦覧に供している場所】 名称 (所在地)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(15) (略) (16) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項 a 「1 発行者の概要」及び「2 経理の状況」を記載した場合には、「4 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」の記載を要しない。 b 公開買付者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。)である場合には、「1 発行者の概要」及び「2 経理の状況」に代えて、「4 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる。 (17) 発行者が提出した書類 a 届出書の提出日において既に提出されている発行者の最近2事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 b 公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨(当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。)記載すること。 c 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>第1 (略) 第2【公開買付者の状況】 1～3 (略) (新設)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(15) (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>